

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 1 月 13 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

国 民 年 金 関 係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3 件

国 民 年 金 関 係 3 件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500827 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500078 号

第1 結論

請求期間のうち、平成2年2月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年12月から平成2年2月まで

私は、時期は定かではないが、母から国民年金保険料を納付するようにと言われ、すぐに全ての保険料を納付した記憶がある。請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間以降の20年以上にわたる国民年金保険料を全て納付している上、そのほとんどを前納していることから、請求者の納付意識が高いことがうかがわれる。

請求期間のうち、平成2年2月については、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、オンライン記録により確認できる請求者の国民年金被保険者の資格取得に係る処理日から、平成4年3月頃に払い出されたと推認できるところ、請求期間直後の平成2年3月から同年6月までの国民年金保険料は過年度保険料として平成4年3月27日に納付されており、その時点で同じく過年度保険料として納付することが可能であった平成2年2月のわずか1か月分の国民年金保険料を請求者が納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、平成2年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち、平成元年12月及び平成2年1月については、上述のとおり、請求者の記号番号は平成4年3月頃に払い出されたと推認できるところ、請求者は、現在所持する上記の記号番号が記載されている年金手帳以外の年金手帳を所持したことはない旨陳述しており、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても上記の記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者は、平成4年3月頃に初めて国民年金の加入手

続を行ったと考えられ、同年同月の時点では、平成元年 12 月及び平成 2 年 1 月の国民年金保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求者が、請求期間のうち、平成元年 12 月及び平成 2 年 1 月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、平成元年 12 月及び平成 2 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500640 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500076 号

第1 結論

昭和 39 年 10 月から昭和 47 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 男（子）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 38 年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 8 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 39 年 10 月から昭和 47 年 3 月まで

私の亡くなった母の請求期間について、国民年金保険料の未納期間から免除期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者（A）の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、昭和 50 年 4 月頃に払い出されたと推認できるところ、訂正請求記録の対象者に係る住民票（除票）によれば、訂正請求記録の対象者は昭和 37 年 6 月から平成 24 年 9 月まで同一住所に居住していることから、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、訂正請求記録の対象者は、昭和 50 年 4 月に初めて国民年金の加入手続を行ったと考えられ、同年同月の時点で請求期間の国民年金保険料に係る免除申請を行うことはできない。

また、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料に係る免除申請を行ったことを示す関連資料はなく、請求期間の国民年金保険料に係る免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500735 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500077 号

第 1 結論

平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 61 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月まで

私は、区役所で請求期間の国民年金保険料の学生納付特例の申請手続を行った。請求期間の国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予されておらず、未納となっていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間の前後の期間である平成 18 年度、平成 19 年度及び平成 21 年度については、いずれの年度も学生納付特例による国民年金保険料の納付猶予期間とされていることが確認できる。

しかしながら、日本年金機構は、同機構が保管する平成 18 年度から平成 21 年度までの国民年金保険料学生納付特例申請書（以下「申請書」という。）を確認したところ、請求者に係る申請書について、平成 18 年度、平成 19 年度及び平成 21 年度の申請書は保管されているものの、請求期間に係る申請書は保管されていない旨回答している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料はなく、請求期間の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500829 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500079 号

第1 結論

昭和 55 年＊月から昭和 60 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年＊月から昭和 60 年 8 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 55 年＊月頃に市役所から国民年金の加入案内が届いたので、すぐに市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの請求期間の国民年金保険料を郵便局で毎月納付してくれた。また、期間は不明であるが、付加保険料も納付してくれた。

請求期間の保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に対して払い出された国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）である＊に係る国民年金被保険者台帳によれば、請求者は、国民年金に任意加入したことにより、請求期間中の昭和 55 年 10 月 1 日に初めて国民年金の被保険者の資格を取得し、昭和 56 年 2 月 3 日に同資格を喪失しており、請求期間（＊か月）のうち、昭和 55 年 10 月から昭和 56 年 1 月までの 4 か月の任意加入被保険者期間を除く＊か月は、国民年金の未加入期間であることが確認でき、当該任意加入被保険者期間における国民年金保険料の納付及び付加保険料の納付の申出に関する記載についても確認することができないことから、請求者の母親が、請求者が 20 歳になった昭和 55 年＊月頃に請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付し、期間は不明であるが、付加保険料も納付していたとする請求者の主張と符合しない。

なお、オンライン記録によれば、上記の記号番号のほかに、請求者に対して＊及び＊の記号番号が払い出されており、＊の記号番号に基づき請求期間を強制加入被保険者期間とする処理が平成 6 年 12 月 1 日に初めて行われ、その後、＊及び＊の記号番号は＊の記号番号に統合され、現在は、請求期間は強制加入被保険者期間として管理されていることが確認できるところ、＊の記号番号に基づき請求期間を強制加入被保険者期間とする処理が行われた平成 6 年 12 月

の時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。